

# 児童虐待防止ネットワーク会議を設置

平成17年7月、光町児童虐待防止ネットワーク会議が設置されました。

この会議は、児童福祉に携わる関係機関で構成され、児童虐待の未然防止、早期発見、家庭への支援を行うことを目的としています。

今後は、ネットワーク会議の構成員が一丸となつて、児童虐待防止対策などに取り組んでいきます。





## 「通告義務」

児童虐待を発見した場合

や疑わしいと思つた場合、速やかに通告することは国民すべての義務です。「通告」というと難しいことのように感じるかもしれませんが、「相談をする」という気持ちで連絡してください。

## 児童虐待行為

保護者※による18歳未満の子どもに対する以下の行為（児童虐待防止法第2条）  
（※保護者とは、親権を行う者、未成年後見人など児童を現に監護する者）

児童虐待の分類		分類別兆候
身体的虐待		<ul style="list-style-type: none"> <li>○低身長・低体重等の発育不良</li> <li>○説明のつかない骨折やアザ・火傷・顔面の傷</li> <li>○新旧混在する傷跡</li> </ul>
性的虐待		<ul style="list-style-type: none"> <li>○急に性器への関心が高まる</li> <li>○他の子供の性器に触ろうとする</li> <li>○性的な話題が増える</li> <li>○年齢に不釣り合いな性的知識がある</li> <li>○性的非行がある</li> <li>○無断外泊がある</li> </ul>
ネグレクト		<ul style="list-style-type: none"> <li>○無気力</li> <li>○低身長・低体重等発育不良</li> <li>○ガツガツ食べる</li> <li>○身体・服がいつも汚い</li> <li>○気候に合わない服を着ている</li> <li>○ひどい悪臭がする</li> <li>○必要な医療を受けていない</li> </ul>
心理的虐待		<ul style="list-style-type: none"> <li>○自尊心の欠如</li> <li>○いつも極端に承認を求める</li> <li>○挑発的</li> </ul>

「STOP! 子どもの虐待 相談してくれてありがとう!」  
厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課(企画)・財団法人母子衛生研究会(作成)より

また、通告者が特定できるような情報や通告内容は他に漏れることはありません。

## 児童虐待などの通告先

役場保健福祉課

介護福祉班

☎1158

銚子児童相談所

☎0479-230076

ひとりで、また、一つの機関では子どもを虐待から守ることはできません。地域ぐるみで子どもを守り育てていくことが、これからの次世代育成支援です。

町では、平成16年度に次世代育成支援地域行動計画を策定し平成17年4月から施行しています。

行動計画の中で、児童虐待防止ネットワーク会議の立ち上げは重要施策として明記されています。行動計画の詳しい内容は光町のホームページに掲載されています。

## 聴覚、音声機能、言語機能障害をお持ちの方へ

町では、聴覚、音声機能又は言語機能障害で身体障害者手帳をお持ちの方を対象に、手話通訳派遣事業を実施することになりました。

この制度は、会議、講演会等の行事、病院への通院等において通訳が必要なときに手話通訳者を派遣する制度で、主な内容は次のとおりです。

1. 料金は、無料です。
2. 利用時間は、1回につき3時間以内。  
ただし、やむをえない事情により3時間を越えてしまう場合は、あらかじめご相談ください。
3. 利用を希望する方は、印鑑を持参のうえ、保健福祉課までお越しください。

問合せ 保健福祉課介護福祉班 ☎1158

## ひとり親家庭等に対し 減免します

ひとり親家庭等の支援施策として、しおさい公園内海洋センタープール個人使用料及びテニスコート個人使用料の一部を減免することとしました。減免を受けるには、あらかじめ手続きが必要となります。

**対象者** 母子家庭の母及びその児童、父子家庭の父及びその児童など  
(児童とは、4月1日現在において18歳未満の児童)

**減免額** 通常料金の1/2

**申請先** 保健福祉課介護福祉班 ☎1158  
**問合せ** (印鑑と保険証をご持参ください)

住宅用太陽熱高度利用システム補助制度応募受付中!!

問合せ (財)新エネルギー財団 ☎03(5275)9566